

「食料・農業・農村基本法」に「環境の保全」を！

2023年 1月21日(土)

11:00~16:30 (受付 10:30~)

場所：法政大学市ヶ谷キャンパス
富士見ゲートG 201 教室

(収容人数 355人)

東京都千代田区富士見 2-17-1

JR総武線「市ヶ谷」または「飯田橋」下車

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 論点整理 | オリザネット |
| 2. 基調講演 | 法政大学 西澤栄一郎 |
| 3. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の課題 | 日本自然保護協会 |
| 4. 環境NGOの意見 | 日本野鳥の会
世界自然保護基金ジャパン
ラムサール・ネットワーク日本 |
| 5. 意見交換 | |
| 6. 今後の方向 | |

★参加費 1000円 (資料代含む)

★申込み 当日参加できます。準備の都合上、事前申込み推奨。
事前申込みいただける方は、下記 URL または QR
コードより 1/18 までをお願いします。

<https://forms.gle/qgbSFP4FqxqEhUSQR8>



主催：生物多様性と農業政策研究会

(日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界自然保護基金ジャパン
ラムサール・ネットワーク日本、オリザネット)

農業「基本法」改正と
“多面的機能”を考える集い

農林水産省は、「農政の憲法」といわれる「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」）の改正作業を進めています。食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を月2回程度開催し、2023年秋に結論を出すようです。各政党も独自で検証を進め提言をまとめるとのこと。

「基本法」には、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の4つの理念があります。日本の農業政策は、4つの理念の実現を目指しています。

このうち多面的機能は、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成、文化の継承などで「適切かつ十分に発揮されなければならない。」と定められています（「基本法」第3条）。

実際はどうでしょうか。

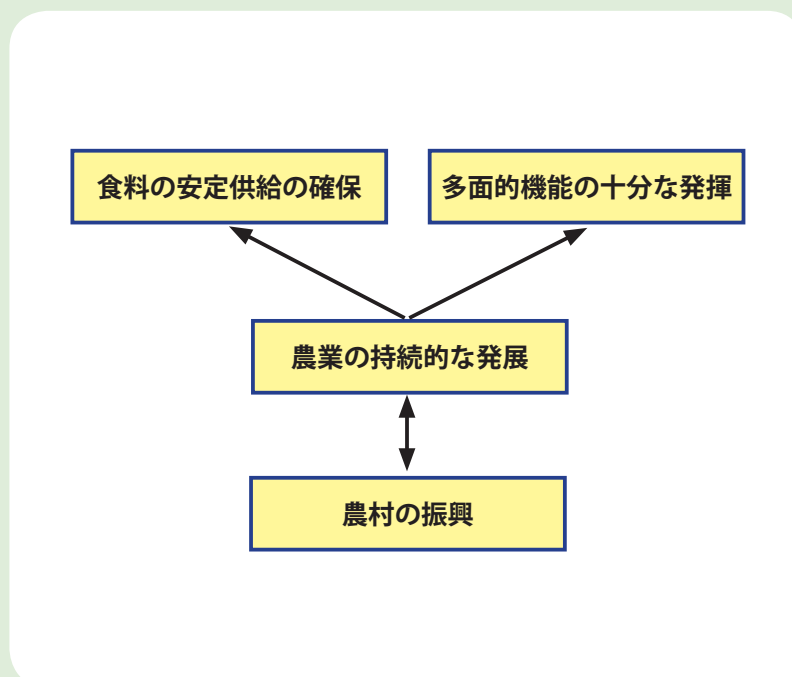
1999年に制定された「基本法」のもとで農地の集約化、土地改良、農薬、化学肥料、水管理、土壌管理などの近代化が進められ、農業の生産性は向上したものの、農村から多くの生きものが姿を消しました。

ゲンゴロウやタガメ、メダカが消え、サシバやシギ・チドリが減り、ガンやツルの生息場所は特定の狭い地域に限られたままです。多くの淡水魚が、水路のコンクリート化や取水堰のために、生息環境を壊され、水域の自由な移動がさまたげられました。「基本法」が4つの理念の一つに掲げている多面的機能の一部が、ないがしろにされています。

農業の生産性や農家所得の向上、農村の振興は、今後も必要に思います。あわせてこれまで軽視されてきた自然環境を維持・向上することは、持続可能な農業を実現するためには不可欠です。

どうすればよいでしょうか。

食料・農業・農村基本法改正の動きの中で、同法に規定されている多面的機能の発揮という側面から、農業環境政策のあり方について考えていきたいと思います。



農業「基本法」の4つの理念